

業務指示書

北米・中南米地域中米地域質の高いインフラ導入に係る情報収集・確認調査（道路・橋梁維持管理分野）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 東郷 真里奈 Togo.Marina@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路・橋梁インフラに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路・橋梁インフラに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中南米地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路維持管理】

- 1) 類似業務の経験：道路維持管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中南米地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁維持管理】

- 1) 類似業務の経験：橋梁維持管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中南米地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・ 郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・ 持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

現地セミナー開催に係る直接経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NIO1 = 3.922円, HNL1=4.9497円, MXN1=5.4555円, US\$1 = 112.305円, EUR1 = 119.249円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／維持管理計画
道路維持管理
橋梁維持管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.51 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度、（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月19日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

北米・中南米地域中米地域質の高いインフラ導入に係る情報収集・確認調査（道路・橋梁維持管理分野）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/維持管理計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路維持管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 橋梁維持管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2. 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

中米地域においては、道路・橋梁等のインフラ整備が、自己財源・ドナー支援（無償・有償）等で進められている。JICAも「質の高いインフラ投資」のコンセプトも念頭に、域内でのインフラ整備支援を展開している。

適切なインフラ整備のために新規建設・大規模改修等の充実も必要であるが、同時に維持・管理を適切に行い、インフラ寿命の向上を図ることも求められる。中米地域においては道路等インフラの点検・維持管理、補修・改修が必ずしも適切に実施されていないほか、そのために有効な資機材に関する情報や使用方法について、インフラ維持・管理関係者に十分に認知されていないのが現状である。

ニカラグアでは、道路網が23,897kmに及ぶものの、道路舗装率は12%に留まっている。また、年間降水量の95%が5月～10月の雨季に集中することから、簡易舗装道路を含め雨季も通行可能な道路は68%に留まっている。全国に2,750ある橋梁の多くは老朽化が進んでおり、補修や補強の必要性が認識されている。中南米においてハイチ国に次いで貧困度の高い同国において、貧困削減及び経済発展に向けた取り組みを進めるためには、整備が進んでおらず、老朽化の著しい脆弱な運輸交通インフラがボトルネックのひとつとなっている。

ホンジュラスでは、道路網が14,820kmに及ぶものの、道路舗装率は23%ほどに留まっている。橋梁については、道路保全基金の報告書（2013年）によれば、ホンジュラスの舗装道路網に位置する橋梁の内、変状のため脆弱性が高いとされている橋梁は66橋ある。一般的にホンジュラスの既存橋梁は、建設されてからの年数が長く、耐用年数を超えており、劣化と損傷が進行している。中米5カ国でもっとも格差が大きい同国において、特に貧困層が多い地方の運輸交通インフラの整備が望まれている。

メキシコでは、道路網の補修や維持管理の支出が過去3年間で増加しているものの、道路のメンテナンスの実施率が低下する等維持・管理の質は向上していない。メキシコ通信運輸省のデータによると、国際基準に従って、良いもしくは許容できる品質レベルの道路の割合は2013年から2015年の間に82%から78%へ低下し、2009年以来最低のレベルになっており、効果的な道路の維持・管理が望まれている。

かかる状況下、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ（以下、「対象3カ国」という。）における道路・橋梁を中心に維持・管理状況、組織、課題等の情報収集を行い、活用可能な本邦技術のマッチングを念頭とする情報収集・確認調査を行うこととした。

2. 業務の目的

対象3カ国の道路・橋梁の点検、改修等の維持・管理に係る情報を収集、分析することで、取組むべき課題を明確にし、課題を分析の上、活用可能な本邦技術に係る情報も

収集し、整理する。併せて、他国や他援助機関の動向と同国との関わりについて情報収集する。また、本邦技術や政策について、対象3カ国のインフラ整備担当機関関係者の理解を深め、日本による協力の可能性について意見交換を図るため、本邦招へいを本調査の中で実施する。加えて、本調査に係る情報発信を目的として本邦及び現地にてセミナーを実施する。

本調査を通じて、対象3カ国におけるインフラ整備に有効な技術・製品の理解促進を図ると共に、本邦企業の中米地域への進出の側面支援を行うことで、開発協力大綱にも掲げられている「官民連携」、「質の高い成長」に貢献することを目的とする。また、本調査結果は、対象3カ国のみならず、他地域の質の高いインフラ整備に貢献し得るよう、成果品に本邦企業製品・技術インベントリーを含めることとする。また、本調査の実施に当たっては、無償資金協力を中心とした具体的な事業案の提案を目的とするとともに、外務省・国土交通省・経済産業省などの関係省庁等の連携や JICA 民間連携事業（中小企業海外展開支援事業含む）へ展開することも目指す。

3. 対象地域

ニカラグア全域、ホンジュラス全域、メキシコのメキシコシティ市内・ケタロ州及びグアナフアト州

4. 業務の範囲

本業務は対象3カ国の道路や橋梁の点検・維持管理、小規模改修の状況について、「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、ニカラグア運輸インフラ省 (Ministerio de Transporte e Infraestructura)、ホンジュラス公共事業運輸住宅省 (Secretario de Infraestructura y Servicios Públicos)、メキシコ通信運輸省 (Secretaría de Comunicaciones y Transportes) に説明・協議のうえ提出する。

5. 業務実施上の留意事項

(1) 調査方針及び工程

本調査の、6. 業務の内容のうち、本邦招へいの実施については2017年7月中旬（本邦滞在期間10日程度）を目途に実施するよう要員計画及び調査工程を工夫すること。

(2) 他ドナーとの調整

対象3カ国の道路・橋梁の点検、改修等の維持・管理に関する協力について、対象3カ国において、米州開発銀行、中米経済統合銀行、世界銀行等の国際機関及びドナー等の関係者と情報交換を行うこと。また、実施済みの調査結果等を積極的に本調査にも反映させること。

6. 業務の内容

国内作業及び現地作業については、下記内容を基本とするが、コンサルタントは、目的を達成するために効果的な調査方法や調査項目、検討内容、スケジュールを検討し、プロポーザルにて提案を行うものとする。

(1) インセプションレポートの作成

プロジェクト実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討し、インセプションレポート（案）を作成する。インセプションレポート（案）をJICA関係者に説明し、コメントを反映した上でJICAに提出する。

(2) 調査関係機関への説明

現地業務着手にあたって、インセプションレポートに基づき、4.業務の範囲に示す各国の調査関係機関に本調査の概要・方針を説明すると共に、関連データ・資料を入手する。現地調査実施箇所については、インセプションレポートにて調査実施箇所の候補とその選定根拠・基準を説明のうえ、その妥当性を双方で確認すること。現地調査終了後の結果取りまとめの際、調査関係機関の見解・意見を適宜確認し、現地調査の結果について齟齬が生じないように留意すること。なお、調査関係機関と打合せ実施の際、必要に応じて対象3カ国のJICA在外事務所に同行を求めるとともに、実施後は、速やかにJICA中南米部及び対象3カ国のJICA在外事務所へ内容の報告を行うと共に、新たな問題点や課題が生じた場合には、その解決に向けて、十分に協議・調整すること。

(3) 道路、橋梁の整備状況、維持管理・整備計画

道路、橋梁の維持・管理に関して、下記調査項目（ア）～（カ）について、既往調査や既存データのレビュー、関係省庁・機関、コントラクターへのインタビュー、現地調査、国際機関やドナー、本邦企業等へのヒアリングを通じて、情報を収集し、各国の主要な課題を分析すること。なお、調査にあたっては、日本における道路・橋梁維持管理マネジメント手法及びその構成要素（①点検、②データベースを用いたデータ蓄積、③計画・予算化、④詳細調査、⑤設計、⑥調達、⑦施工、⑧施工監理、⑨補修後のデータベース反映、⑩政策）に照らし合わせ、対象3カ国の実施体制・実施枠組及び構成要素（上述の①～⑩）の類似性・差異を整理すること。併せて、2015年に実施した防災に係る既存調査「中米地域自然災害に強いインフラ整備に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート」も活用し、自然災害への対応を含め道路・橋梁の維持・管理情報をまとめる。

(ア) 維持・管理の状況

- (イ) 管轄省庁、関係機関及びその役割・権限・責任事項
- (ウ) 予算の仕組み及び配賦状況
- (エ) 現地コントラクターの技術力・入手可能な補修材料等
- (オ) 本邦企業が有する関連技術に係る情報
- (カ) 他国や他援助機関の支援状況

(4) 課題の整理、課題解決策及び利用可能な本邦技術のリスト化

(3) の分析を基に、対象3カ国の課題を整理の上、解決策の検討を行う。その際、各国の短期・中長期的な課題に対する解決策とその優先度、課題解決のために適用可能な本邦技術をリスト形式で取り纏めると共に、本邦企業製品・技術インベントリーを作成する。なお、本邦企業製品・技術インベントリーは対象3カ国のみならず、全世界の質の高いインフラ整備に貢献し得るよう考慮したものとする。併せて、中米経済統合一般条約常設事務局（SIECA）の中米標準マニュアル「中米地域道路橋梁インフラ水理・水文マニュアル」（Hydrologic and Hydraulic Technical Considerations Manual for Road Infrastructure in Central America）の域内普及を念頭に、本邦技術の活用がマニュアルにある基準の充足に貢献する可能性も合わせて調査する。

(5) 本邦招へいの実施及び本邦セミナーの実施

対象3カ国のインフラ整備担当機関関係者が日本の技術及び政策について理解を深め、同技術を保有する本邦企業等と日本による協力の可能性について意見交換を図るため、本邦招へいを本調査の中で実施する。実施期間は2017年7月のうち、一般社団法人日本能率協会が主催するインフラ検査・維持管理展の視察を含め10日間（本邦滞在期間）程度、招へい人数は計6名（局長・課長級6名）を想定する。また、同招へい期間中に、本邦関係省庁、日本企業、大学等の関係者を対象に、東京において招へい者による発表を内容としたセミナーを実施する。受注者は、当該本邦招へいに関し、以下の1)～6)の業務を行うこととする。なお、招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

また、本邦セミナーの実施においては、受注者が会場、コーディネーター、通訳（必要に応じて）等のアレンジ及び費用負担を行う。

1) 招へい者の人選への支援

招へい者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勸案の上、人選に係る提案を行うものとする。

2) 招へいカリキュラムの作成

招へい実施1か月半前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICA 中南米部の基本的な了解を得る。

3) 面談者・見学先等の手配

JICA 中南米部の JICA 中南米部の了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。JICA からの依頼文が必要な場合には、文案作成の上、JICA 中南米部に依頼すること。

4) 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を西文で作成する。

5) 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。また、招へい者へ日程／行程（案）の説明を行うものとする。原則として、招へいの全行程において、受注者の業務従事者（最低1名）が同行するものとする。

6) 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、発注者に提出する。

(6) 現地セミナーの実施

現地調査期間中に、同調査方針や本邦技術の紹介等、及び調査結果を関係省庁、関係機関と共有するための現地セミナーの実施を行う。

現地セミナーの実施においては、受注者が会場、コーディネーター、通訳(必要に応じて)等のアレンジ及び費用負担を行う。

7. 成果品等

業務を通じて作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、ファイナルレポートを成果品とする。

(1) 調査報告書

1) インセプションレポート

記載事項： 調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画

提出時期： 2017年2月下旬

提出部数： 和文5部、西文8部

2) インテリム・レポート

記載事項： 第一次現地調査までの調査結果

提出時期： 2017年4月中旬

提出部数： 和文3部、西文3部

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項： 全調査結果

提出時期： 2017年8月下旬

提出部数： 和文3部、西文3部

4) ファイナルレポート

記載事項： ドラフト・ファイナルレポートに対して必要な修正、追記を行った全調査結果、本邦企業製品・技術インベントリー、利用可能な本邦企業の技術リスト(対象3カ国)

提出時期： 2017年9月中旬

提出部数： ファイナルレポート： 和文8部、西文10部、CDR(西文、和文共に)1部
本邦企業製品・技術インベントリー： 英文8部、西文5部、仏文5部、CDR(英文、西文、仏文共に)1部
利用可能な本邦企業の技術リスト(対象3カ国)： 和文8部、西文10部、CDR(西文、和文共に)1部

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

(2) コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告する。

(3) 収集資料

収集した資料、データ及びそのリスト

第3. 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2017年2月中旬に開始し、第一回現地調査を経て、2017年4月中旬までにインテリム・レポート、第二回現地調査を経て、2017年8月下旬にドラフト・ファイナルレポート、2017年9月中旬にファイナルレポートを作成し、これをJICA本部に提出する。なお、以下の工程表は現時点での想定であり、年度内の本邦招へい・セミナー実施時期以外は変更可能。具体的な調査行程はプロポーザルで提案すること。

月	2016年度			2017年度				
	2	3	4	5	6	7	8	9
現地作業	■	■	■		■	■	■	■
国内作業 (うち、本邦招へい)						▲		
報告書	インセプション		インテリム				ドラフト・ファイナル	ファイナル

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途

合計約12.5M/Mを目途とするが、効率的かつ効果的な実施方法を提案すること。

(2) 業務従事者の構成 (案)

- (ア) 総括／維持管理計画 (2号)
- (イ) 道路維持管理 (3号)
- (ウ) 橋梁維持管理 (3号)
- (エ) 本邦招へい/業務調整

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められるが、JICA在外事務所の便宜供与を必要とする場合は、JICA中南米部に連絡・協議すること。

4. 配布資料

- ・ 中米地域道路橋梁インフラ水理・水文マニュアル (英文・西文)

5. 参考資料

- ・ 中米地域 自然災害に強いインフラ整備に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025482.html>)

5. 現地再委託調査

本業務において現地再委託は想定していないが、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

なお、現地再委託費は本見積として計上すること。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、対象3カ国のJICA在外事務所及び在外日本大使館などから十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。なお、現地作業中の安全管理体制についてプロポーザルに記載することとする。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

7. 本邦招へい(本邦セミナー含む)及び現地セミナーの実施に係る費用について

(1) 本邦招へい

本邦招へいに係る費用は以下の条件で見積もりを行うものとする。

本邦招へい実施期間：2017年7月のうち、10日間。

招へい人数：6名（局長・課長級6名を想定）。

本邦セミナーの期間：上記ア）本邦招へい期間中の半日

本邦セミナーの会場：東京都内（会場は50人程度収容）

その他：同時通訳、同時通訳機器の費用含む。

(2) 現地セミナー

現地セミナーは、第2回現地派遣期間中に最大2回（メキシコ、及び必要に応じホンジュラスにおいて）、各1日で実施することを想定しているが、より効果的な実施回数及び実施期間があればプロポーザルで提案すること。なお、各セミナー開催場所の選定理由とおおよその参加者数をプロポーザルにて提示すること。また、現地セミナー開催に

係る直接経費は別見積もりとする。

8. その他留意事項

a. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

b. 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ間なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要としない。

以 上

